

建設工事に係る入札参加資格申請の手引き
【個別編】

【令和7・8年定期申請】

飯南町 総務課

入札参加資格の申請について

(1)審査受付期間と送付方法等

区分	受付期間及び申請方法／送付方法
定期 審査	<u>令和6年11月1日(金)～①令和6年12月16日(月)まで</u> <u>②令和7年1月16日(木)まで</u> ■島根県電子調達システム(資格申請システム)により申請 ※令和6年1月～9月に経営事項審査を受ける企業(10月中旬に経営事項審査結果通知が手元に届く方)は①の期日を、令和6年10月～12月に経営事項審査を受ける企業(11月以降に経営事項審査結果通知が手元に届く方)は②の期日を申請期間最終日とします。 なお、申請日(の基準日)は令和6年11月1日とします。 ※申請期間内に資格申請システムによる本登録を完了し、かつ、共通添付書類・個別添付書類の提出が完了していなければなりません。 ※個別添付書類は郵送もしくは持参してください。

(2)入札参加資格に申請できる要件

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ・営業に関し、公官庁の許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていること。
- ・飯南町税の滞納がないこと。
- ・消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(3)資格の有効期間

定期審査分 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(4)入札参加資格の認定

今回受付を行った入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。(書面による認定通知書は作成しません。)

(5)特別点について(町内業者のみ)

令和7・8年度飯南町建設工事入札参加資格審査における特別点の審査項目については、中長期的な品質確保のために、品質を確保できる技術力を評価するとともに、地域の維持・担い手の確保といった観点をより一層評価するため、企業の技術力、社会性、地域貢献、法令遵守などの評価項

目を設けます。(詳細は「特別点の申請をする飯南町内業者のみなさまへ」をご覧ください)

① 対象工事:土木一式工事・建築一式工事

② 対象業者:飯南町内に本店及び主たる営業所等を有する業者

○町内業者:経営事項審査の総合評定値(P点)+**特別点**

○町外業者:経営事項審査の総合評定値(P点)

③ 資格の有効期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日

(6)工事の種別

工 事 種 別	建設業許可の許可業種(建設工事の種類)
一般土木工事	一般土木工事 プレストレストコンクリート 法面処理工事 維持修繕工事 グラウト工事
一般建築工事	一般建築工事 内装仕上工事
大工	一般建築工事
左官	一般建築工事
どび・土工・コンクリート	一般土木工事 鋼橋上部工事 プレストレストコンクリート 法面処理工事 維持修繕工事 グラウト工事 一般建築工事
石	一般土木工事 維持修繕工事 一般建築工事
屋根	一般建築工事
電気	維持修繕工事 電気工事 通信設備工事
管	冷暖房衛生設備工事 管工事
タイル・れんが・ブロック	一般土木工事 維持修繕工事 一般建築工事
鋼構造物	一般土木工事 鋼橋上部工事 機械設備工事 一般建築工事 通信設備工事
鉄筋	一般建築工事
ほ装	舗装工事

	維持修繕工事
板金	一般建築工事
ガラス	一般建築工事 内装仕上工事
塗装	塗装工事 維持修繕工事 一般建築工事 内装仕上工事
防水	法面処理工事 維持修繕工事 一般建築工事 内装仕上工事
内装仕上	一般建築工事 内装仕上工事
機械器具設置	機械設備工事 維持修繕工事
熱絶縁	冷暖房衛生設備工事 管工事
電気通信	電気工事 通信設備工事
造園	造園工事
さく井	さく井工事
建具	一般建築工事 内装仕上工事
水道施設	一般土木工事 冷暖房衛生設備工事 管工事
消防設備	冷暖房衛生設備工事 管工事 電気工事
清掃施設	一般建築工事 管工事
解体	一般土木工事 一般建築工事

(7)個別添付書類

飯南町に申請される場合は、下記の個別添付書類が必要となります。個別添付書類送付票により、書類を封筒に正しく入れたことを送付票で確認し、チェックを記入した送付票を同封のうえ、1部提出してください。また、提出にあたっては送付票の番号順に書類を綴って提出願います。
なお、添付書類はA4サイズのクリアファイルに綴じて提出願います。

【個別添付書類】(○…必須書類、△…該当する場合に提出する書類)

提出書類一覧表

番号	提出書類	法人	個人	作成上の注意
①	個別添付書類送付票(飯南町)	○	○	資格審査システムから出力される用紙
②	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの(写)	○	○	資格申請システムから出力(印刷)したものの写し
③	経営事項審査結果通知書(写)	○	○	
④	税の滞納または納税の義務が無い旨の証明書(写し可) (完納証明書)	△	△	<u>飯南町内に本社又は支店等を置く者のみ</u> 「町税の滞納のない証明書」を添付 申請時前、3か月以内に発行された原本 又は写し
⑤	建設業許可証明書(写し)	○	○	
⑥	委任状(任意様式)	△	△	営業所や支店等に委任する場合は必要
⑦	災害時緊急対応関係 (様式第1号)	△	△	町内業者のみ
⑧	ボランティア活動実績報告書 (様式第2号)	△	△	町内業者のみ
⑨	労働安全講習受講実績報告書(様式第3号)	△	△	町内業者のみ
⑩	雇用者関係調書 (様式第4号)	△	△	町内業者のみ
⑪	障がい者雇用状況調書 (様式第5号)	△	△	町内業者のみ
⑫	建築士会継続能力開発(CPD)証明願(様式第8) 建築施工管理CPD制度実績証明書発行申請書(様式第8-3)	△	△	町内業者のみ 島根県に提出したものの写しでも可能

(8)提出書類の留意事項

- ・資格申請システムから出力されたものに、チェックを記入して送付してください。
- ・飯南町税納税証明書または、完納証明書(飯南町内に本社又は支店等を置く者のみ、写しでも可)
飯南町本庁舎又は各支所窓口か、郵便により証明書を請求し提出してください。
- ・委任状に記載する委任期間は、令和7年4月1日 から 令和9年3月31日まで
- ・委任状の印鑑は、受任者(代理人)の印鑑は契約時に使用する印を押印してください。

【問い合わせ先】

〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名880番地

飯南町総務課

TEL:0854-76-2211 FAX:0854-76-2221

ホームページ:<https://www.iinan.jp/>